

平成30年11月定例名古屋港管理組合議会議案

目 次

第 9 号 議 案	平成30年度名古屋港管理組合一般会計補正予算	1 頁
第 10 号 議 案	平成30年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算	6
第 11 号 議 案	工事請負契約の締結について（大江ふ頭岸壁改良工事（その5））	9
第 12 号 議 案	指定管理者の指定について（新舞子ボートパーク）	10

第9号議案

平成30年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成30年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ737,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,797,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

平成30年11月5日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		千円 4,502,311	千円 15,861	千円 4,518,172
	1 使用料	4,502,301	15,861	4,518,162
6 繰入金		222,084	△ 85,000	137,084
	1 他会計繰入金	222,084	△ 85,000	137,084
7 繰越金		300,000	576,176	876,176
	1 繰越金	300,000	576,176	876,176
8 諸収入		2,780,293	229,963	3,010,256
	6 雑収入	323,582	229,963	553,545
歳入合計		27,060,000	737,000	27,797,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
4 港 営 費		千円 2,419,175	千円 234,388	千円 2,653,563
	1 港 営 管 理 費	1,422,959	15,000	1,437,959
	2 運 営 費	996,216	219,388	1,215,604
5 建 設 費		12,399,930	427,400	12,827,330
	1 建 設 管 理 費	1,765,769	0	1,765,769
	2 整 備 費	10,634,161	427,400	11,061,561
6 公 債 費		8,201,000	75,212	8,276,212
	1 公 債 費	8,201,000	75,212	8,276,212
歳 出 合 計		27,060,000	737,000	27,797,000

第2表 繰越明許費補正			
款	項	事業名	金額
5 建設費	2 整備費	港湾改修(老朽化施設活用)交付金事業費	千円 45,000
		中川運河護岸補修費	187,700
		金城ふ頭岸壁補修費	122,300
		ガーデンふ頭文化厚生施設補修費	75,000
		海事思想普及施設補修費	10,000
		新舞子マリナーパーク補修費	139,300
		松重ポンプ所補修費	75,000
		高潮対策交付金事業費	271,000
		津波・高潮危機管理対策交付金事業費	21,000
		海岸堤防老朽化対策交付金事業費	72,000

第3表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
外国客船対応業務	—	千円 —	平成30年度～平成31年度	千円 9,755
風力発電施設維持補修費	—	—	平成30年度～平成31年度	30,000
ガーデンふ頭防潮扉補修費	—	—	平成31年度	7,000

第10号議案

平成30年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算

平成30年度名古屋港管理組合基金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ539,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月5日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水族館振興基金収入		千円 136,200	千円 207,791	千円 343,991
	2 寄附金	10	471	481
	3 繰越金	10	61	71
	5 繰入金	69,000	207,259	276,259
2 海事文化振興基金収入		67,500	12,129	79,629
	5 繰入金	61,900	12,129	74,029
3 環境振興基金収入		199,600	△ 83,720	115,880
	2 寄附金	20	1,000	1,020
	3 繰越金	20	280	300
	4 積戻金	149,523	△ 85,000	64,523
歳入合計		403,300	136,200	539,500

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 水族館振興基金		千円 136,200	千円 207,791	千円 343,991
	1 積立金	69,115	207,791	276,906
2 海事文化振興基金		67,500	12,129	79,629
	1 積立金	62,024	12,129	74,153
3 環境振興基金		199,600	△ 83,720	115,880
	1 積立金	50,077	1,280	51,357
	2 繰出金	149,523	△ 85,000	64,523
歳 出 合 計		403,300	136,200	539,500

第11号議案

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成30年11月5日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

記

- 1 契約の目的 大江ふ頭岸壁改良工事（その5）
- 2 工事の場所 愛知県名古屋市港区大江町
- 3 工事の概要 岸壁改良工 一式 磁気探査業務 一式
- 4 契約の方法 事後審査型一般競争入札
- 5 契約金額 885,091,536円
- 6 契約の相手方 名古屋市中区栄一丁目2-7
五洋・徳倉・小島特定建設工事共同企業体
代表者 五洋建設株式会社 名古屋支店 執行役員支店長 山口 和彦
徳倉建設株式会社 代表取締役社長 徳倉 正晴
株式会社小島組 代表取締役社長 小島 徳明
- 7 完了予定期日 平成32年3月19日

説 明

この案を提出するのは、大江ふ頭岸壁改良工事（その5）を施行するため必要があるからである。

第12号議案

指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定するものとする。

平成30年11月5日提出

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし

記

- 1 施設の名称 新舞子ボートパーク
- 2 指定管理者となる団体 名古屋市熱田区神戸町1001番地
新舞子ボートパーク運営共同企業体
- 3 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

説明

この案を提出するのは、新舞子ボートパークの指定管理者を指定するため必要があるからである。